別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (医科)

項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセブト表示文言	令和4年 4月1日 適用
1			(初診の後、当該初診に附随する一連の行為を後日行った場合であって当該初診日が前月である場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発9305第1 号)別添1第1章第1部通則2のアからウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載する こと。	820100001	ア 初診又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来院	
				820100002	イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来院	
				820100003	ウ 一旦帰宅し、後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来院	
		初診料	(注5のただし書に規定する2つ目の診療科に係る初診料を算定した場合) 2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100002	2つ目の診療科(初診料);******	
	A000		(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に 沿って診療を行う場合) 当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さ ない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であることを記載すること。	820100990	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な診療である(初 診料)	*
			(情報通信機器を用いた処方を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に 沿って処方を行う場合) 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な 薬剤 等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方が指針に沿った適切な処方であること を記載すること。	820100816	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な処方である(初 診料)	*
2		再診料	(再診の後、当該再診に附随する一連の行為を後日行った場合であって当該再診日が前月である場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について、別添1第1章第1部通則2のアから ウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100001	ア 初診又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来院	
				820100002	イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来院	<u> </u>
				820100003		
			(同一日に2回以上の再診(電話等再診を含む。)がある場合) 同一日に2回以上の再診(電話等再診を含む。)がある旨を記載すること。	112008350	同日再診料	
	A001			112016850	同日特定妥結率再診料	
				112008850		
					同日電話等再診料	
				112015950	電話等再診料(同一日複数科受診時の2科目)	ļ
				112016950	同日電話等特定妥結率再診料 	_
				112017150	電話等特定妥結率再診料(同一日複数科受診時の2科目)	
			(注3に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合) 2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100003	2つ目の診療科(再診料);******	
			(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に 治って診療を行う場合) 当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さ ない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であったことを記載すること。	820100817	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な診療である(再 診料)	*
			(情報通信機器を用いた処方を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に 治って処方を行う場合) 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な 薬剤1等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方が指針に沿った適切な処方であったことを記載すること。	820100818	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な処方である(再 診料)	*
3	A001	再診料の乳幼児 加算	(月の途中から乳幼児加算を算定しなくなった場合) 月の途中まで乳幼児であった旨記載すること。	820100005	月の途中まで乳幼児	
4		外来診療料		820100001	ア 初診又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来院	
			(再診の後、当該再診に附随する一連の行為を後日行った場合であって当該再診日が前月である場合) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について、別添1第1章第1部通則2のアから ウまでに規定するものの中から、該当するものを選択して記載すること。	820100002	イ 往診等の後に薬剤のみを取りに来院	<u> </u>
				820100003	ウ 一旦帰宅し、後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来院	<u> </u>
	A002		(注5に規定する2つ目の診療科において再診を行った場合) 2つ目の診療科の診療科名を記載すること。	830100004	2つ目の診療科(外来診療料);*****	
			(情報通信機器を用いた診療を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に			
			沿って診療を行う場合) 当該指針において示されている一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえ、当該診療が指針に沿った適切な診療であることを記載すること。	820100819	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な診療である(外 来診療料)	*
			(情報通信機器を用いた処方を行う際に、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に 沿って処方を行う場合) 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な 薬剤」等の関係学会が定める診療ガイドラインを踏まえ、当該処方が指針に沿った適切な処方であること を記載すること。	820100820	オンライン診療の適切な実施に関する指針に沿った適切な処方である(外 来診療料)	*
5	A002	外来診療料の乳 幼児加算	(月の途中から乳幼児加算を算定しなくなった場合) 月の途中まで乳幼児であった智記載すること。	820100005	月の途中まで乳幼児	
6	A100	一般病棟入院基 本料の教急・在宅 等支援病床初期 加算	入院元を記載すること。	830100005	入院元(一般病棟入院基本料)(救急·在宅等支援病床初期加算); ******	
			(人院元が急性期医療を担う病院である場合) 当該加算の算定対象である旨、過去に当該患者が当該病院(病棟)から転院(転棟)した回数を記載する こと。(記載例1参照) [記載例1] 入院元であるXXX病院は地域一般入院料2を算定しており、かつ救急医療管理加算の届出を行ってい る。本患者がXXX病院から当院に転院したことは、過去に2回ある。 (転院日:〇年〇月〇日及び〇年〇月〇日)。	830100006	算定対象である旨及び転院(転棟)回数(教急・在宅等支援病床初期加算):******	
			(入院元が介護保健施設、介護医療院、居住系施設等又は自宅である場合) 直近の入院医療機関名及び退院日を記載すること。(記載例2参照) [記載例2] 入院元は自宅である。本患者はXXX病院から〇年〇月〇日に退院後、自宅療養していた。	830100007	直近の入院医療機関名及び退院年月日(教急・在宅等支援病床初期加算);******	
	A101	療養病棟入院基 本料	(必要があって患者を他の病棟又は病床へ移動させた場合) その医療上の必要性を記載すること。	830100008	他の病棟又は病床へ移動させた医療上の必要性(療養病棟入院基本 料):******	
7			(患者の急性増悪により、療養病棟入院基本料を算定する病棟において、同一の保険医療機関の一般病 棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合であって、療養病棟入院基本料の入院料1 を算定し、場合であるで、療養病棟入院基本料の入院料1 を算定し、場合であるで、原養病棟入院基本料の入院料1 であるであるで、原養病棟入院基本料の入院料1	830100009	医療上の必要性(療養病棟入院基本料):*****	
			(回復期リハビリテーション入院料又は地域包括ケア病棟入院料を算定する療養病棟において当該入院料に係る算定要件に該当しない患者について、療養病棟入院基本料の入院料を算定する場合) 非該当患者である旨を記載すること。	820100392	非該当患者(療養病棟入院基本料)	